

外国通貨又は旅行小切手の売買に係る疑わしい取引の参考事例

1. 全般的な注意

以下の事例は、両替業者が犯罪による収益の移転防止に関する法律第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、顧客の属性、取引時の状況その他両替業者の保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の情報に保ちながら総合的に勘案して両替業者において判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、両替業者が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、両替業者が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

2. 取引金額

- (1) 多額の現金（外貨を含む。）又は旅行小切手による両替取引。
- (2) 多量の小額通貨（外貨を含む。）による両替取引。

3. 取引頻度

短期間のうちに頻繁に外国通貨又は旅行小切手の売買を行う場合。

4. 真の取引者の隠匿

- (1) 架空名義又は借名で両替取引を行っている疑いがある場合。
- (2) 両替取引を行う法人の実態がないとの疑いがある場合。
- (3) 合理的な理由もなく、住所と異なる連絡先に外貨の宅配を希望する顧客との取引。
- (4) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (5) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (6) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる顧客との取引。
- (7) 同一の携帯電話番号が複数の顧客の連絡先として申告されている場合。

5. 取引時確認への対応

- (1) 取引時確認を意図的に回避していると思料される以下のような場合。

- ① 複数人で同時に来店し、一人当たりの両替金額が取引時確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
 - ② 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一店舗又は近隣の店舗に来店し、取引時確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
 - ③ 取引時確認書類の提示を求めた際に、取引時確認書類の提示を拒む場合又は両替金額や取引目的を急に変更する場合。
 - ④ 取引時確認が完了する前に両替取引が行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (2) 顧客が自己のために両替取引をしているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料の提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (3) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。

6. 偽造通貨等

偽造通貨等、盗難通貨等、又はこれらと疑われる通貨等を収受した場合。

7. その他

- (1) 当該店舗で両替取引を行うことについて明らかな理由がない顧客に係る取引。
（合理的な理由のない遠隔地の空港、港等を利用する両替取引）
- (2) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な両替取引を行う場合。
（年齢に見合わない高額な両替取引）
- (3) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (4) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (5) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (6) 犯罪収益移転防止対策室（※）その他の公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった人物等に係る取引。

(※) 警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室
(JAFIC: Japan Financial Intelligence Center)

- (7) 両替取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (8) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (9) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (10) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。